

審査項目等証明書の申請手続について

愛媛県発注工事の入札後審査型一般競争入札（以下「入札」という。）における入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式に係る評価項目の事後審査資料に代えることができる審査項目等証明書を発行します。

1 申請ができる者

愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく格付けをされた者

2 証明項目

- (1) 本・支店、営業所の所在地
- (2) 工事成績評定平均点
- (3) 優良工事表彰歴
- (4) 災害対応等の実績

3 申請方法

審査項目等証明申請書兼証明書（以下「申請書」という。）を受付窓口へ提出する。

（申請書様式：

<http://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/kitei/index.html#shomeisho>）

《受付窓口》

県外業者：土木管理課

県内業者：本店所在地を管轄する地方局建設部・土木事務所

4 申請及び交付時期

申請：随時受け付ける。

交付：6月から随時行う。

5 証明書の有効期間

交付年度の末日までに公告する入札に限り有効とする。

（参考：根拠規程）

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領

（<http://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/kitei/index.html#shomeisho>）